

農地集約化促進事業の概要

対象となる農地 ～ 全域が同一の地域計画に含まれている「地域」です。
活用用途 ～ 支援金の使途は、話し合いにより地域で決めることができます。

1 集約化加速タイプ

地域計画（目標地図）のブラッシュアップ・早期実現に向けて、農地の集約化に取り組む地域は、農地中間管理事業を通じて新たに団地化する面積に応じ、以下の単価により支援金を受け取れます。

①基本タイプ

地域の農地面積に占める1ha以上の団地（※1）
面積の割合が集約化目標年度（※2）までに増加
すること

	増加ポイント	交付単価
区分1	10ポイント以上増加	1.0万円/10a
区分2	20ポイント以上増加	3.0万円/10a

②大規模集約タイプ

①の要件を満たす地域において、農地中間管理事業を通じて15ha以上の経営を行う者又は経営を目指す者で、かつ1団地あたりの面積が5ha以上のとき、当該耕作者の新たに団地化する面積の交付単価は、5万円/10a

③誘致団地創出タイプ

目標地図において受け手が位置付けられていない農地を団地化し、集約化目標年度までに新たな受け手を誘致するための4ha以上の誘致団地を形成する場合、5万円/10a

○いずれのタイプも集約化目標年度までに耕作者（③の場合、事業実施年度の前年度の2月末時点で地域計画に位置付けられていない新たな耕作者）に転貸することが必要です。

（※1）「団地」とは、一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の隣接する農地です。

（※2）集約化目標年度とは、事業実施年度から起算して5年目の年度です。

2 地域集約化実現タイプ

集約化された目標地図が描いている地域において、まとまった農地を農地バンクに貸し付けた場合、事業実施年度に貸し付けられた面積に応じ、以下の単価により支援金を受け取れます。

（交付要件）① 目標地図内の農地面積に占める1ha以上（中山間地域では0.5ha以上）の団地面積の割合が5割以上

② 地域の農地バンクの活用率が一般地域は80%超、中山間地域は60%超

	農地中間管理事業の活用率（※3）		交付単価/10a
	一般地域	中山間地域	
区分1	80%超	60%超 80%以下	2.0万円/10a
区分2		80%超	2.6万円/10a

（※3）事業の活用率とは、対象地域の農地面積に占める機構への貸付総面積の割合

1. 集約化加速タイプと 2. 地域集約化実現タイプを活用することで、最大7.6万円/10a

最大7.6万円/10aとは、1の②（＝5万円/10a）と2の中山間地域（＝2.6万円/10a）の両方に該当する農地の場合